

平成 3 0 年 度 答 申 第 3 号

(平 成 3 0 年 5 月 9 日)

宝 塚 市 個 人 情 報 保 護 ・ 情 報 公 開 審 査 会

答申第3号
平成30年5月9日
(2018年)

宝塚市長
中川智子様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会
会長 山下 淳

情報非公開決定に係る審査請求について（答申）

平成30年（2018年）2月22日付け諮問第9号で諮問のあった情報非公開決定に係る審査請求について、当審査会は、慎重に審査した結果、下記のとおり答申する。

記

別紙のとおり

以上

(別紙)

第 1 審査会の結論

宝塚市長が行った情報非公開決定は妥当である。

第 2 諮問までの経過

1 情報公開請求

平成 29 年 7 月 13 日に、審査請求人は、宝塚市情報公開条例（平成 12 年条例第 50 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項に基づき、宝塚市長（以下「実施機関」という。）に対して、公文書の公開を請求した。

審査請求人が公開を請求する公文書の名称又は内容は、以下の文書であった。

- (1) 公共下水道及び水道配水管・水道引込管の占用の更新の資料一式（市道）
- (2) 水道の引込の道路占用許可申請を給水装置工事指定工事店の責任者を申請書としている占用申請（過去 3 年間）

2 実施機関の決定

平成 29 年 7 月 27 日に、実施機関は、上記第 2 の 1 の(1)及び(2)の公文書について、請求に係る公文書は存在しないため、条例第 10 条第 2 項の規定に基づき非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に対して通知した。

3 審査請求書の提出

平成 29 年 8 月 24 日に、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

平成 30 年 2 月 22 日に、実施機関は、条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、宝塚市個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求人は、上記第 2 の 1 の(1)に係る公文書の非公開決定処分を取り消して公開する裁決を求めている。

2 審査請求の理由

道路法及び市道路条例において、更新をしなければならないとなっている。占用申請の更新手続をし、開示してほしい。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明については、次のとおりである。

- 1 道路占用許可申請の手続については、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 32 条に基づき、道路を占用しようとする者は、道路管理者の許可を受けなければならないとされており、本市において市道を占用しようとするときは、道路法を受けて市道占用の手続を定めた宝塚市道路占用規則(昭和 39 年規則第 5 号。以下「道路占用規則」という。)に基づき、道路管理者たる市長(所管課：道路管理課)に対して道路占用許可申請書を提出することになっており、道路管理課では、受け付けた申請書を審査して許可している。
- 2 公共下水道工事に係る道路占用許可申請の手続については、当該工事は下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 16 条に基づき、公共下水道管理者の承認を受けて施工されていることから、道路占用の申請者は、同工事の承認申請者と同一名義人として処理しているが、当該工事により整備された下水道施設は、工事完了後に上下水道事業管理者の帰属物として管理するため、毎年度末に一括して上下水道事業管理者を道路占用の名義人とする変更手続が行われている。
- 3 水道配水管工事に係る道路占用許可申請の手続については、初回埋没時にすべて上下水道事業管理者名で申請され、許可している。
- 4 水道引込管工事に係る道路占用許可申請の手続については、水道引込管の占用者本人から申請を受け、許可している。
- 5 上記 2 及び 3 については、すべて上下水道事業管理者の道路占用物に該当するが、初回申請時以後に占用の更新申請は行われていない。
- 6 上記 4 については、すべて水道引込管の所有者の道路占用物に該当するが、初回申請時以後に占用の更新申請は行われていない。

- 7 以上のことから、本件請求文書は存在しないとして非公開と決定したものである。
- 8 なお、本件審査請求人からの指摘を受け、今後は、毎年度末時点で道路占用しているすべての公共下水道、水道配水管の道路占用を一括更新することとし、道路管理者、上下水道事業管理者間でその手続方法について、協議している。

第5 審査会の判断

実施機関によると、道路占用規則第5条第1項の規定により、水道法(昭和32年法律第177号)による水管及び下水道法による下水道管の道路の占用の期間は10年以内となっているが、当初の道路占用許可申請以後に、これらに係る更新申請書は提出されていないと説明している。

例えば、新築の住宅を購入するときに売主等から当初の道路占用許可申請について説明を受けていたとしても、10年を超えるまでに更新の手続が必要となることを説明され、その手続を自らすることを認識しているものがあるとは、一般的には考えにくい。そうすると、道路占用許可に係る更新申請書は提出されていないとの実施機関の説明はもっともである。

また、実施機関は、公共下水道及び水道配水管に係る道路占用許可に係る更新を一括してしたことはないが、審査請求人からの指摘を受けたことも踏まえ、今後、毎年度末時点で一括更新することやその手続方法について、上下水道事業管理者の間で協議していると説明している。

以上のことから、審査会としては、道路占用許可に係る更新申請書がないとの説明には合理性があり、また、公共下水道及び水道配水管の道路占用を一括更新することについて、上下水道事業管理者との間で協議を行っていることからしても、上記第2の1の(1)に係る公文書を保有しているとは考えられない。

したがって、本件請求文書が存在しないことには理由がある。

なお、実施機関によると、水道法による水管及び下水道法による下水道管の道路の占用の期間は10年以内となっているが、これらに係る

道路占用許可申請書等の公文書の保存年限は 5 年と説明している。審査会としては、実施機関において占用許可申請の一括更新について、上下水道事業管理者と協議していることから、占用期間も踏まえた公文書の保存年限の見直しも必要と考える。

第 6 結論

以上の理由から、当審査会は、上記第 1 審査会の結論のとおり判断するものである。

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職 等
大西 邦弘	関西学院大学法学部教授（民法）
岡本 英子	弁護士（大阪弁護士会）
水谷 恭子	弁護士（兵庫県弁護士会）
柳井 健一 （会長代理）	関西学院大学法学部教授（憲法）
山下 淳 （会長）	関西学院大学法学部教授（行政法）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成30年 2月22日	諮問
2	平成30年 3月28日	実施機関による非公開理由説明及び審査
3	平成30年 4月20日	審査請求人による意見陳述及び審査
4	平成30年 5月 9日	答申